

# 中世後期上武国境の「みち」——後北条氏の架橋——

田 中 信 司

## はじめに —「みち」研究の問題点と課題設定—

### （一）「みち」研究の問題点

日本中世史の一つの重要な課題として交通・流通の問題があり、多くの研究者による分析がなされ、多くの成果を挙げていることは言を待たない。しかしながら、交通・流通に不可欠な「みち」に研究の焦点を当てようとする意識は、ながく希薄であったといえる。飯村均氏の論稿にある、「あまりにも日常的、あって当たり前の「みち」を真正面から研究対象とすることは躊躇された。自明のことと思われがちだからである」<sup>(1)</sup>の一節は、かかる状況を実に端的に表現している。

「みち」に注目した諸研究が見られるようになつたのは、ごく近年のことである。同時に、「みち」の問題は、文献史学・考古学等の諸分野の枠を超えて共有される意識・課題となつてきた。たとえば、考古学の側面からいえば、「みち」の位置や経路から城館の機能や性格を明らかにしていく研究手法の可能性<sup>(2)</sup>が、これも飯村氏により指摘されている。

また、文献史学の立場からの「みち」への接近については、藤原良章氏の論稿があり、文献史料を手掛かりとした中世交通体系復元の可能性を学ぶことができる。「みち」研究は、その研究史上における意義のみならず、様々な角度から、様々な分野の知識を結集して進展する、その研究形態からしても意義深いといえる。

ところが、これら諸成果<sup>(4)</sup>を学んでいて一点気付かされる。それは、その研究対象を広く「中世」としていながら、結果として、中世後期を研究題材としたものが少ないことである。微細な、年月日に至るまでの年次比定が困難な考古学的手法の場合にはさておき、文献史料に基付いた「みち」研究の場合には、この現状を妥当といえるだろうか。たとえば、戦国・織豊期の関東では、当地方に威を振るつた後北条氏が、伝馬手形や過書（所）をはじめとする、交通・流通のあり方を物語る様々な史料を豊富に残している。中世後期の「みち」に関する文献史料は、決して少なくないのであり、これら史料の検討なしには、中世の「みち」のあり方を正確に見通すことはできまい。

また、中世の「みち」研究の重要な課題として、橋を挙げることができる。橋は、「みち」と不可分の交通施設である。中世の橋研究のいくつかの成果を挙げてみると、畠中英一氏による近江国勢多橋の分析<sup>(5)</sup>があり、同橋の様相の変遷ぶりや、維持管理のあり方等を学ぶことができる。

また、橋の形態や構造に注目した松村博氏の研究<sup>(6)</sup>があり、中世の橋の形式を非常に具体的に理解することができる。さらに、中世東国の河川と渡河のあり方を広く検討した齋藤慎一氏の論稿<sup>(7)</sup>においても、橋（船橋）への言及がなされており、中世の渡河の方法が主に渡船と船橋の二種類であったとの指摘は非常に興味深い。ただし、これら諸研究が、「橋を架ける行為」の持つ意味にまで分析を及ぼしているとはい難いこともまた、指摘できる。つまり、橋と「みち」とを関連付け、「なぜこの場所に橋が架けられたのか」という疑問に言及する余地は残されているのである。

そこで本稿では、このような関心のもとに、中世後期の文献史料を用いて「みち」と橋のあり方を考察する。地域としては武藏国と上野国の国境付近に注目し、当地に關わる後北条氏の史料を題材として採り上げる。なぜなら、その史料の中のいくつかは、特に「みち」と橋について、いくつかの疑問を我々に提示するからである。

なお、武藏国（埼玉県域）の中世の「みち」については、主に考古学的手法により鎌倉街道の調査、研究がおこなわれており、当地域の中世交通体系のあり方の一端をうかがうことができる。<sup>(8)</sup>ただし、これを換言すれば、鎌倉街道以外の中世の「みち」のあり方は十分に解明されてい

ない、という」とになる。本稿での試みにより、当地域の中世交通体系理解が多少なりとも深化すれば幸いである。

## 〔二〕課題設定

本節では、本稿の出発点となる史料について述べる。まずは、一六世紀中葉から、問題の史料が登場するまでの上武国境の情勢（特に上野国）について簡単に記す<sup>(9)</sup>。

上野国は、本来関東管領山内上杉氏の本拠として、その威令が及んでいた地域であった。が、同氏は、新興勢力である相模後北条氏と関東の霸権をめぐって争い、敗れ、衰退した。最終的に、同氏は上野国より退場し、越後長尾氏の庇護下に入ることを余儀なくされる。結果、一六世紀中葉に至るころの上野国は、後北条氏・長尾氏、さらに甲信地域より関東進出を目論む甲斐武田氏を加えた、戦国の群雄三氏が鎧を削る戦乱の地域となつた。上野国の国人衆は本来山内上杉氏被官の者が多かつたが、この戦乱の中でそれぞれ、その身の処し方を勘考せねばならなかつた。

時間の経過とともに、上杉氏は死亡した上杉謙信の後継者をめぐる内紛により上野国における影響力を鈍らせ、残る後北条氏と武田氏との争いは、最終的に、西上野国人衆を従属させた武田氏の優位な形勢となつていく。が、中央では、急速に統一政権構築の気運が高まりつつあつた。織田氏権力の登場である。またたく間に中部・畿内の大部分を席捲した織田氏権力は、その矛先を関東にも向けはじめる。天正一〇年（一五八

(二) に武田氏を滅ぼし、上野国を含む武田氏の遺領を支配下に置いた織

田氏は、同國に滝川一益を配置し、同國国人衆もこれに服属した。織田氏を中心とした秩序が上野国に展開するかのようであった。

しかし、天正一〇年の本能寺の変による織田氏権力の突然の破綻により、滝川氏は関東を去ることとなつた。そして、「この情勢に最も機敏に反応したのが後北条氏であった。後北条氏はいち早く上野国への支配力を強め、結果、その版図は常陸佐竹氏・下總結城氏・下野宇都宮氏ら北

関東諸勢力と接するようになり、それらとの紛争が頻発しはじめたのである。本稿で検討の対象とする上野国南東部は、武藏国のかにも下野国・下総国とも境を接し、後北条勢力と佐竹勢力等とが衝突しあう最前线ともいえる地域である。

さらに、当地域での紛争は、一六世紀末葉の全国の情勢をも絡めた係争の構図に転化していく。すなわち、織田氏権力の衣鉢を繼いだ豊臣秀吉による全国統一の波が関東に及んだのである。反後北条の立場にあつた北関東諸勢力は豊臣与党となり、後北条氏は豊臣氏と敵対した。これが最終的に、豊臣氏の小田原征伐・全国統一へとつながっていくのである。

後北条氏が、北関東諸勢力と対立関係にあつた天正一三年（一五八五）の年頭、同氏の重鎮である北条安房守氏邦は、武藏国と接する上野国南東部（館林領）を治める長尾新五郎顕長（顕長については第二章で詳述）に以下の文書を発給した。

史料1（訓点・傍線等筆者注以下同）

川北其方領分赤岩・さかまき船越、河東在陣之間者、堅可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>停止候、船橋一ヶ所申付候間、早々奉行を被<sup>レ</sup>指越<sup>レ</sup>、在陣中者、船を引上

而可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>置候、仍如<sup>レ</sup>件、

乙酉

正月十四日（虎朱印）

安房守奉之

（天正一三年）  
（顕長）  
長尾新五郎殿

後北条氏の軍勢が「河東」（おそらく「利根川の東」を指すと思われる）に在陣している間は、上野国赤岩・武藏国酒巻の渡船が禁止されたことが分かる。この命令を受けて、顕長は同月一八日、後北条氏当主北条氏直の許可のない内は赤岩・酒巻間の渡船を禁じるように現地に厳命している<sup>(1)</sup>。この後北条氏の意向は、即座に現地に反映されたのである。<sup>(2)</sup>

一見、史料1からは、有事における後北条氏の交通規制の意図を読み取ることができるようである。しかし、この史料はそれ程単純なものではない。

第一に、史料1にある、渡船あるいは船橋（船をつなげてその上に橋板を並べた橋）の経路である赤岩と酒巻の位置関係について大きな疑問が生じる。すなわち、ことに利根川のような大河を渡る場合には、川に直交するように進むのが普通であろう。しかし、酒巻を起点とした場合、赤岩の地はかなり酒巻の西側に位置しているのである（図参照）。たとえば、酒巻から船を出して赤岩に向かおうとした場合、船は利根川の流

れに逆らいながら、川に直交して渡る倍程度の距離を行かなくてはならないのである。これを合理的に解釈するのは難しい。また、船橋を架けるにしても同様で、酒巻から見て赤岩方向に架けるより、利根川に直交するように架けるほうが手間も資材もかかるまい。つまり、史料1で挙がる赤岩～酒巻の経路を、現在の字に単純に当てはめるのは早計なのである。

第二に、後北条氏は、そもそも利根川の往来の規制・遮断を意図していない。なぜなら、赤岩～酒巻間ににおける渡船を禁止しているものの、同区間における「船橋一ヶ所」の設置は認めているからである。軍勢にしろ、そうではない者にしろ、船橋を用いれば利根川の往来は可能なのである。つまり、史料1の発給により、当地の交通に大きな変化や影響は生じないのである。ただし、確かに後北条氏はかかる不可解な命令を現地に下し、それが現地で厳守されているのである。いずれにしろ、史料1発給の背景にある後北条氏の真意を考えなくてはなるまい。

以上、史料1からは二つの問題が設定できる。次章では、そのうちの一つ、史料1に見える酒巻～赤岩の復元を試みる。

## 一 上武国境の「みち」

### (一)近世以降の状況から

史料1からは、渡船の拠点が上野国赤岩（群馬県千代田町）と武藏国酒巻（埼玉県行田市）にあつたことが分かる。この渡船の経路を明確に

することができれば、渡船の代わりに船橋が架けられた経路も浮かび上がりてくると考える。なぜなら、渡船の経路と船橋の経路とに、大きなズレが生じるとは考えにくいかからである。

この両地を含む利根川沿岸の各地に渡船が営まれていたことは、すでに自治体史等の諸研究により明らかにされている。それに学ぶと、赤岩には以下の三つの渡船の経路があつたことが分かる。

①上野国赤岩～武藏国葛和田<sup>(13)</sup>。ちなみに、この区間には現在においても渡船が運航している（赤岩渡船）

②上野国上五箇～武藏国酒巻<sup>(14)</sup>

③上野国瀬戸井～武藏国酒巻<sup>(15)</sup>

やはり、これら三つの経路の存在を踏まえれば、前章で指摘したように、赤岩と酒巻とが直結する交通体系を想定することは難しいといわざるを得ない。

しかしながら、先行研究の記述からは、この三つの経路が、中世～少なくとも後北条氏が活動していた中世後期～に存在していたのか否か、全く判然としない。すなわち、①・②の経路について、この地に物資流通拠点として河岸の設けられたことが文献上明確となるのは、いずれも寛永年間のことなのである。近世、この地に河岸が設けられてはじめて、利根川を渡る人や物の往来がはじまつたわけでもあるまいが、近世以前の当経路の詳細状況に言及した研究は管見の限り見出せない。そして、③の経路においては、ここに渡船が営まれていたことを物語る大正時代の逸話が残る程度なのである。<sup>(16)</sup>

つまり、史料1で示されている赤岩～酒巻の経路が、この①～③のうちのいずれかと重なるものなのか。あるいは、①～③のいずれにも当てはまらない、近世以降には忘れられてしまつた中世独特の経路なのか。上武国境地域の中世道路網は、未だ未解明の部分が多いのである。

## 〔二〕上武国境の「みち」

上野国赤岩・武藏国酒巻周辺の利根川渡河の地点として、近世以降、三つの渡船経路のあつたことが分かつた。本節では、これら三経路を含む上武国境地域の中世の「みち」を復元する。

中世の「みち」の存在を明らかにするには、当該地域を発掘調査することが最も有力な手法である。しかし、このような考古学的手法に頼らずとも、文献史料分析や現地踏査等により、ある程度は中世の「みち」を透かし出すことができる。この手法を用いた、相模国の中世の「みち」復元の模様は、前章にて紹介した藤原良章氏の論稿から学ぶことができ<sup>(18)</sup>。本稿においても、藤原氏の手法に則り、上武国境の中世の「みち」のあり方を考察する。

藤原氏の指摘によれば、中世の「みち」は回国修行をおこなう宗教者、特に修験者・山伏によって開発され、山伏の往来によつて道路が整備されていくといふ。<sup>(19)</sup>つまり、修験の痕跡が色濃く残つている場所は、より中世の「みち」、特に幹線道との接点を持つていた可能性が濃厚な場所と判断できるのである。さらに、東日本における山岳信仰は薬師を重視していたという同氏の指摘を踏まえれば、薬師の痕跡が残る場所も中世

の「みち」との関わりが深いといえる。また、薬師の淨土（淨瑠璃世界）が東方にある（いわゆる東方薬師淨土）ことに関連して、「東光」の語が薬師信仰の鍵となる点を学ぶことができる。<sup>(20)</sup>この藤原氏の見解を敷衍すれば、「瑠璃光」「医王」「薬王」も薬師信仰を示唆する語となるだろう。要するに、修験・薬師に注目し、「東光」「瑠璃光」「医王」「薬王」の名を冠する宗教施設や、薬師堂を備えた宗教施設、修験の拠点であった寺院を摘出して、その所在地を可能な限り特定し、その分布を俯瞰することができれば、中世の「みち」のあり方を把握できるのである。

幸い、武藏国には江戸時代に編まれた地誌『新編武藏風土記稿』<sup>(21)</sup>が存在する。この地誌からは、武藏国の寺社の由緒や所在地を知ることができ、その中のいくつかは現在にも残存する。つまり、本稿の舞台となる埼玉県行田市・熊谷市周辺の修験・薬師に関わる宗教拠点について、ある程度の位置比定が可能なのである。この、『新編武藏風土記稿』の記事を主な手掛かりとして、さらに、過去に埼玉県によって調査された中世寺院等の調査報告書<sup>(22)</sup>、あるいは、埼玉県・群馬県の当該地域の自治体史を参考としつゝ、上武国境地域（上野国南東部）の、修験・薬師関連宗教施設を摘出して表を作成した。なお、前述の繰り返しになるが、表作成にあたつての修験・薬師関連宗教施設の定義（表の「種別」の定義）は、『新編武藏風土記稿』に修験の宗教施設であることが明示されているもの、寺の境内地に「薬師堂」を備えているもの、山号等に「東光」「瑠璃光」「医王」「薬王」の名称を冠しているもの、これらを修験・薬師関連宗教施設としたことを断つておく。また、表の「由緒・成立時

期」欄について、修驗・薬師宗教施設の成立時期の年号が宝治・応永・文明等の中世年号であれば、その宗教施設と中世の「みち」との関係を指摘するのに何ら問題はない。しかしながら、これら中世年号以外にも、成立時期を天正・慶長といった織豊期後期の年号、あるいは、寛永・延寶等の江戸時代の年号とする宗教施設もいくつか見出される。この場合は、中世の「みち」との関連の有無を即断できないだろう。そこで、宗教施設と薬師信仰の存在が少なくとも近世までしか遡及し得ない地点に「中世」が存在していたか否かを判断する手掛かりとして、板碑（板石塔婆）の存在に注目した。板碑は、その作成がほぼ中世期にのみ認められる石造遺物であり、板碑が中世を探る際の重要な鍵となっていることはよく知られている。<sup>(25)</sup>特に史料1の舞台となる地域には、この地方特有の形式を持つ武藏型板碑が散在しており、その調査もよく進んでいる。<sup>(26)</sup>この板碑の所在状況から、たとえ、近世に成立した修驗・薬師宗教施設であつたとしても、その宗教施設の存在する小字に板碑が残つていたならば、その小字の薬師信仰は中世にまで遡り得ると考えた。ゆえに、表の最後には、「小字内板碑有無」の欄を設けたことも断つておく。

**表**で示した通りではあるが、上野国南東部の上武国境地域である赤岩・酒巻の周辺には、全四〇箇所の修驗・薬師関連宗教施設を見出すことができる。その中でも、所在地を特定することができるは、二五箇所である。これにそれぞれ記号（A～Y）を付し、それを図に落して宗教施設の大体の位置を示した。

利根川の渡河に意識しつつ図を俯瞰すると、各宗教施設をつないだい

くつかの中世の「みち」の存在が明らかになる。それは以下の三つであるといえる。

①北から、上野国木崎東光寺～同国瀬戸井宝生寺～武藏国酒巻八幡社別当酒巻寺～同国酒巻常照寺～同国斎条宝泉寺～同国谷郷宝積寺の経路（図記号V～U～I～J～M～C）

②北から、上野国鍋谷医王寺～同国赤岩安樂寺～武藏国葛和田新明社別当医王寺～同国日向八幡社別当三学院～同国日向福生寺の経路

（図記号W～T～Q～R～S）

③北から、上野国木崎東光寺～同国上五箇長性寺（この寺院の薬師信仰は中世期にまで遡及しうるか未確定）～武藏国下中条治子明神社別当金蔵院の経路（図記号V～X～H）

利根川の渡河に関連する中世の「みち」は、この三種の経路に絞り込まれると考えられる。そして、この三つの経路は、前節で挙げた近世以降にその存在が明確となる利根川渡船の経路と、ある程度重なることが指摘できる。すなわち、

①の経路＝前節②の上野国瀬戸井～武藏国酒巻の渡船経路  
②の経路＝前節①の上野国赤岩～武藏国葛和田の渡船経路  
③の経路＝前節③の上野国上五箇～武藏国酒巻の渡船経路  
ということになる。つまり、近世以降にその運営が明確となる渡船経路は、中世の「みち」の上にあつたのであり、この渡船経路は、中世においても機能していた可能性が高いと考えられるのである。さらに、図を俯瞰すれば、①～③の中世の「みち」が、上野国木崎付近（図記号V）

で結集するよう見えた。ここは、境内地に薬師堂を備えた東光寺（明応二年（一四九三）再興）の所在地であり、境内地には板碑等の中世の遺物が残る<sup>(27)</sup>。中世より交通の結節点としての性格が強かつたとするのに無理はないだろう。そして、この木崎の地よりほぼ①の経路に沿うようにして北東方向に進めば、同国館林に至る。館林は、史料1の受給者である長尾顕長の管掌する館林領の中核の地に他ならない。

以上、修驗・薬師の痕跡を残す中世宗教施設の分布を手掛かりとして、上武国境地域の中世の「みち」を復元し、ある程度は中世の道路網を把握することができた。次に、この結果を踏まえ、史料1で記された「赤岩（酒巻）」が具体的にどの「みち」を指しているのかを明確にしなければならない。

結論から先にいえば、史料1にある「赤岩（酒巻）」は、①の経路に相当すると考えられる。その理由は以下の三点である。

第一の理由は、①の「みち」が、上野国木崎（同国瀬戸井）～武藏国酒巻（同国斎条）～同国谷郷を通り、忍城に直結することである。忍城は、史料1の発給された戦国・織豊期、この地域（忍領）を支配する在地勢力であった成田氏の居城であった<sup>(28)</sup>。成田氏は、後北条氏と党であったから、忍城は後北条氏の軍事拠点でもあつたといえる。後北条氏が忍衆を引率して上野国に侵攻した事実は、忍城が対上野国の前線基地であったことを物語つていよい。つまり、①の「みち」の経路上に忍城が存在する<sup>(29)</sup>ことは、①の「みち」が幹線道としての性格を強く持つていた証左となるのである。

第二の理由は、武藏国側の渡河の拠点である酒巻地域の最中心地が、常照寺（表番号15・図記号J）であつたと考えられるからである。常照寺は明治時代の廃仏毀釈により廃寺となり、現在は、その跡地に慶岩寺が所在する<sup>(30)</sup>。慶岩寺の寺宝には、「踊念佛」の文字が刻まれた弘安十年（一二八七）の板碑がある<sup>(31)</sup>。つまり、常照寺の跡地には山伏と同様に回国修行をおこなう時宗の痕跡が、この地域で最も強く残っていたのである。また、常照寺自身も、山号を医王山東光院として薬師堂も備えた薬師信仰の性格が濃い寺院であり、その成立も宝治三年（一二四九）以前である。これらの諸点を踏まえれば、常照寺を渡河点とする①の「みち」が中世の幹線道であった可能性は、非常に高いのである。

三点目の理由として、①～④の三つの「みち」の位置が挙げられる。つまり、この三つの「みち」を比較すると、①が最も「赤岩（酒巻）」とするのにふさわしいのである。なるほど、①の上野国側の渡河点は瀬戸井かもしれない。しかしながら、瀬戸井は赤岩と隣接し、両字間の距離は数百メートルと指呼の間にあるから、瀬戸井付近を赤岩と称することに無理はないといえよう<sup>(32)</sup>。

以上三つの理由から、史料1にあらわれた赤岩・酒巻は、①の経路、すなわち、北から上野国木崎（同国瀬戸井）～利根川渡河（酒巻）～斎条（谷郷）～忍城を結ぶ、ほぼ一直線に南北に通じる「みち」であったと結論付けられるのである（特に酒巻～谷郷間は、現在の県道一九九号と重なつてくる）。この「みち」は從来、大正時代の渡船の逸話しか残らない「みち」であり、近世以降には忘れ去られてしまつた中世の「み

ち」であった。

この「みち」が忘れ去られてしまった理由としては、いくつかのことが考えられる。まずは、後北条氏の滅亡後、関東に入部した徳川氏の河川改修事業による利根川の流路変化が関係しているかもしれない。<sup>(33)</sup>また、他の理由としては、近世元禄期に、忍藩主阿部氏によりおこなわれた忍城の防御強化や城下の区画整理<sup>(34)</sup>による、人や物の往来の規制・往来の変化が挙げられよう。

### (三) 小括

近世以降、上野国南東部（現埼玉県行田市・同熊谷市・群馬県千代田町周辺）の上武国境には、三つの渡河経路が存在していたが、それらはいずれも中世以前の歴史にまで遡り得るか否か明らかにされていなかつた。しかし、修驗・薬師の痕跡に注目して、当該地域の中世の「みち」を復元した結果、これら三つの渡河経路は中世の「みち」の上に存在するとの結論に至った。そして、本稿の出発点となつた史料<sup>1</sup>に記された「赤岩（酒巻）」は、三つの経路の中の一つである、北から上野国木崎（同国瀬戸井）利根川渡河（武藏国酒巻）斎条（谷郷）忍城を結ぶ、ほぼ一直線の南北道に相当する。後北条氏は、当該期の幹線道であつた当区間の渡船を禁じ、代わりに船橋を架けさせたのである。ただし、この「みち」の中世幹線道としての記憶は、近世以降埋没してしまつたのである。

## 二 橋を架ける

### (一) 長尾顕長の動向から

本章では、第一章で挙げた疑問点の二つ目である、後北条氏が利根川に船橋を架けた（後北条氏は武藏国酒巻から上野国赤岩に向けて架橋）真意を考察する。まずは、史料<sup>1</sup>の受給者である長尾顕長の動向を、本能寺の変後の天正一〇年（一五八二）下旬から、史料<sup>1</sup>の発給される直前に天正一三年年頭にかけて確認し、いくつかの見通しを立ててみたい。

長尾顕長は、上野国新田領（現群馬県太田市周辺）を治める由良成繁の子で、由良国繁の兄弟であったが、関東管領山内上杉家家宰で下野国足利領（現栃木県足利市周辺）を治める長尾當長の養子となり同家を継いだ人物である。のちに顕長は、山内上杉氏に代わって関東管領を継いだ上杉謙信より上野国館林領を給付され、本拠を館林城に移した。この経緯を踏まえれば、顕長の基本的位置は上杉氏与党であつたといえる。だがしかし、館林領は上杉氏・後北条氏・佐竹氏・織田氏等の諸勢力が交錯する上武国境の地にあつた。顕長は兄弟の由良国繁とともに、時と場合に応じて、後北条氏与党ともなり、織田氏与党ともなり戦乱の世を凌いできたのである。

史料<sup>2</sup><sup>(35)</sup>

（前略）一、佐竹出一張「向館林」動候、無衆ニ候宇野磯など、為懸

飛脚 以下之事者不及申、由良・長尾堅固之防戦候、可御心易候、

(中略)

(天正一〇年) 氏政 (花押)

(北条氏邦)  
安房守殿

本能寺の変の約四カ月後に発給された北条氏政（後北条氏当主氏直の父）の書状である。この部分からは、後北条氏と対立する常陸佐竹氏の軍勢が、館林に発向していることが分かる。そして、佐竹氏の軍事活動に対する氏政の反応は、「由良国繁・長尾顕長が堅く防戦につとめており、案することはない」というものである。また、史料2と近い日付の以下の史料が挙がる。

史料3<sup>(37)</sup>

沓久音絶、本意之外候處、芳簡喜悦之至候、仍氏直至甲州張陣、家康被及「対陣」之由候間、為「後詰義重令」相談、上野表江出勢、由良・長尾向在城調儀、数日立馬、無一字打散成壇明隙候條、古河・栗橋江直馬候、聞召可為御大慶候、將又五三日已前、從家康以「脚力被申越」分者、今度北条家可被打果之由候、委細彼口裏可有之候、恐々謹言、

拾月廿一日 国綱 (花押)

蘆名殿

しかしながら、天正一二年（一五八四）に至る頃には状況の変化が見られる。

史料4<sup>(38)</sup>

当表依御勢遣、助太郎参陣二候、阿久澤長新于今日不被應御下知候間、城向山手を取毎日御動に候、然ニ其地之事、境目与云、爰元悠々与云、先々助太郎返申候、御動之様子見聞之透可申候、委曲中村ニ口上申候、恐々謹言、

九月三日 氏邦 (花押)

阿久澤能登守殿

史料1の発給者である北条氏邦が、後北条氏与党の上野国国人阿久澤氏に宛てた書状である。傍線部を見ると、長新、つまり長尾新五郎顕長が後北条氏の命令に従わず、後北条氏は館林城の向かいの山に陣を取り、顕長を連日攻撃していることが分かる。長尾氏は後北条氏より離反し、敵対したのである。

ただし、以下の史料を見れば、顕長の離反は、年が改まった天正一三年の年頭までに鎮定されたことが分かる。

史料5<sup>(39)</sup>

一輸令披見候、如來意、昨日者心遂云面、令満足候、何様重而可申届候條、不能具候、恐々謹言、  
(天正一三年)  
正月十一日 氏直(花押)  
長尾新五郎殿  
(顕長)

後北条氏当主北条氏直が長尾顕長に宛てた書状である。氏直は、顕長と直接対面して語り合つたことに満足の意を表している。これは、顕長が後北条氏に降伏し服属したことを意味しよう。

そして、この対面の直後（正月一四日）、後北条氏から顕長に向けて史料1が発給され、赤岩・酒巻の渡船の禁止と船橋の維持が命じられるのである。

このような顕長の動向からは二つのことが指摘できる。その一つ目は、関東全域へその威令を及ぼそうとする後北条氏にとつて、天正一二

・一三年段階の館林周辺が、自勢力下に置ききれていらない不安定な地域であったことである。戦国期東国大名の領有が、在地領主の本拠の城郭を中心とする支配地域である「領」単位で進められ、「領」掌握の集積が一国掌握へつながっていくことは、則竹雄一氏により提示された分析視覚である。<sup>(40)</sup>これを借りるならば、顕長を攻め、従属させ、館林領を後北条氏の支配領域とすること。これが、史料1発給前後の後北条氏の利根川渡河の目的であったといえよう。後北条氏にとって、目前の敵対勢力である館林領を従属させることなしに、関東全域統一という最終的な目標には到達しないのである。

二つ目は、こちらの持つ意味のほうがより重要だと考えるが、史料1が顕長の降伏後、つまり、館林領周辺における紛争が鎮められた後で、後北条氏に降伏した顕長に対して出された命令である。史料1の発給時点で、赤岩・酒巻の区間に軍事紛争は起こっていないと考えるのが普通であり、この区間に渡船の禁止といった有事における交通・往来の規制や遮断をおこなう必要性は、あまりないといえるのである。

なるほど、利根川を越えて上野国にある後北条氏の軍勢が武藏国へ撤収するための船橋の維持という見方もあるかもしれない。そして、それは大いに首肯し得る合理的な解釈である。が、しかし、そのようにのみ解釈した場合には、史料1の後北条氏の命令の中に、「渡船の禁止」を含みこませた意味が判然とならないこともまた、指摘できるのである。つまり、後北条氏の意図が、單に軍勢撤収のみであったならば、船橋の維持管理のみを命じればよいのである。そして実際に、そのような史料も

存在するのである。

史料<sup>(41)</sup>

諸軍残置間、吉原之舟橋迄は先五七日之間指置條、各相談可<sub>レ</sub>走廻候、富士川舟橋道具以下、不<sub>レ</sub>破失様ニ可<sub>レ</sub>拵置候、大切之人衆川向指置候間、畢竟舟之指引ニ極候條、令<sub>レ</sub>油断<sub>二</sub>横合有<sub>レ</sub>之者、両三人從類共ニ可<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件、

巳五月朔日<sup>(水様一二年)</sup>

大野勘解由左衛門

山下刑部左衛門

太田四郎兵衛殿

矢部殿

鈴木弾右衛門殿

時と場所は変わって、永禄一二年（一五七〇）、駿河国をめぐる甲斐武田氏との紛争の渦中で後北条氏が発給した文書である。後北条氏は富士川の向こうに自軍勢が残留している間は、駿河国吉原の舟橋を維持しておくよう厳命している。当史料からは、後北条氏の舟橋維持の目的は軍勢の移動の便宜のみにあつたことがうがわれる。そして、当史料には、史料1のような渡船を厳禁した文言が見られない。有事における交通政策の意味のみを有する史料とは、まさに当史料のことをいうのである。史料1において、あえて渡船の禁止が明示されている背景には、やはり、何らかの意図が存在したと考えざるを得ないのである。

〔二〕橋を架ける

酒巻から赤岩へ向けて架橋した後北条氏の意図を探るうえで大いに示唆的なのは、藤原良章氏による、橋という交通施設の持つ呪術性への言及である。それはすなわち、「橋は水平に分け隔てられた空間、すなわち、まさに彼岸と此岸をつなげる」ことができるという意味で、きわめて呪術的な存在であり、空間でもあつた<sup>(42)</sup>こと。「橋は中世における境界領域<sup>(43)</sup>」であったこと。「橋は宗教的空间<sup>(44)</sup>」であつたこと。そして、このような呪術性を持つ橋は、「戦国・近世と時代をへる」と、俗権力によつて翻弄される<sup>(45)</sup>」というものである。

これらを踏まえれば、後北条氏が酒巻（此岸）から赤岩（彼岸）に「橋」を架ける真意を汲み取ることができるかも知れない。その一つの手掛かりとして以下の史料が挙がる。

史料<sup>(46)</sup>

就<sub>二</sub>越河<sub>一</sub>仕置條々、

（中略）

一、於<sub>二</sub>川向館林領<sub>一</sub>、竹本一本成共不可<sub>レ</sub>伐取<sub>一</sub>候、郷中へ入者、即刻擄取、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>打捨<sub>一</sub>旨、從<sub>二</sub>小田原<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰越<sub>一</sub>候之趣有<sub>二</sub>覺語<sub>一</sub>、嚴蜜<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事、

（中略）

右條々、聊無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>様ニ、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候、以上、

道作ハ四人可レ被レ出候、已上、

(天正一二年)  
十二月廿四日 氏照(花押)

箕輪衆

星名小隼人佐殿

当史料は、史料1発給の直前まで起つていて、天正一二年末の後北条氏による館林長尾顕長攻撃の一環で発給されたものである。齊藤慎一氏によれば、後北条家重鎮の北条氏照は、下野国側より館林城へ向けて進軍し、下野国と上野国の国境を流れる渡良瀬川を前にして当史料を発給したという。<sup>(47)</sup>ここで挙げたのはその条々の一つであるが、川の向こう、つまり、彼岸の地である館林における竹の伐採が厳禁されている。そして、違反者は即座に処断される旨が記されており、徹底した禁令であつたことをうかがわせる。渡河の際に必要とされる竹とは、船橋の建材に用いられる竹である可能性が高い。事実、後北条氏の史料には船橋に用いる竹を自領より徵收している事例はいくつか見られる。<sup>(48)</sup>つまり、史料7は、船橋用建材の船橋を設置する現地（特に彼岸の地）での調達を禁じる一条と解釈でき、同時に、船橋の建材は後北条氏領内で調達され、船橋を設置する場所まで運ばれていったことが想像される。換言すれば、後北条氏は、此岸の建材のみを用いて彼岸の地に向けて橋を架けようとした、このことにはかなりのこだわりを見せていたのである。

渡河にあたつて、彼岸での橋の建材調達の厳禁。そして、此岸の建材のみでの架橋。そのようにして設置した橋を唯一の往来手段として設定

し、渡船を厳禁すること。これらの諸点を総合すれば、婉曲ながらも架橋の意味が浮き上がると思われる。すなわち、自領（此岸）から「非」自領（彼岸）へ橋を架ける行為は、「非」自領を自領に同化させることの象徴となつたと考えられるのではないか。だからこそ、「非」自領で徵收した竹を建材に用いることは厳禁されたのである。特に、戦国期の境界領域確定紛争の場においては、架橋という行為の持つ、かかる呪術的な要素が強調されてくるのである。

付言ながら、史料6に見る後北条氏の富士川の船橋維持と関わらせていうならば、船橋の維持を命じるのみで渡船を厳禁しない、つまり、川の往来を船橋のみに限定せず、船橋のみの設置に強いこだわりを見せない富士川船橋の事例において、後北条氏は、富士川を越えて彼岸の地にある駿河国駿府の領有を意図していない。換言すれば、領有を目的とする館林領に対しても、渡船の往来を厳禁して船橋を唯一の往来手段として定め架橋の位置付けを高め、此岸より彼岸に向けて橋を渡し、彼岸を自領と確定したことを表明したといえるのである。

さらに、戦国・織豊期の紛争の場における橋の象徴性について、後北条氏以外の戦国勢力の事例をいくつか挙げることができる。

史料8<sup>(49)</sup>

(前略) 其上伊勢氏政父子、号「赤岩」地ニ懸「船橋」、利根川取越、(中略) 翌廿五日、國中江出馬、始「廻橋」・新田・足利、敵城廿余ヶ所打通、氏政陣所間近打懸候處、結句剪落舟橋、佐城取詰候凶徒廿七日<sup>(50)</sup>

夜中敗北、武具以下悉追落候（中略）

（永禄一〇年  
極月二一日）

輝虎

## 游足庵

史料8の舞台となる上野国赤岩周辺は、史料1に關わる一連の出来事の起ころ約二〇年前の永禄一〇年（一五六七）にも、上杉謙信と北条氏康・氏政父子とが紛争を繰り広げた場となつていて。当該箇所からは、下野国佐野城（史料中の「佐城」。佐野氏は上杉氏与党）を奪うべく赤岩の地に船橋を懸けて利根川を渡ってきた後北条氏の軍勢に対し、上杉謙信は攻撃を仕掛け、傍線部にあるように、「氏政陣所間近に打ち懸け候處、結句船橋を剪り落し、佐城取り詰め候兎徒二七日夜中敗北す」、つまり、謙信は氏政陣所の間近に攻めかけ、結局上杉勢は船橋を切り落とし、佐野城に迫った凶徒（後北条氏）は二七日夜中に敗北したことが分かる。<sup>〔5〕</sup>この書状からは、謙信が、敵の設置した橋を破壊することにより敵が敗北したと認識していた点を看取し得る。つまり、謙信の立場からすれば、彼岸より架け渡された橋を遮断することで、此岸が彼岸と同化すること、自領が「非」自領となることを阻止したのである。

史料9

（前略）会津須賀川の兵共余りに戰勞れければさつと引けば伊達勢追ひしとふて人取り橋まで追討に討て敵を追ひ散らし首四十三討ち取りて其処にて両陣一同に引き分れけり、世に流布してもてはやしける本

中世後期上武国境の「みち」——後北条氏の架橋——

宮の人取橋合戦とは是なり（後略）

史料9は正徳四年（一七一四）成立の軍記で、天正一六年（一五八八）に陸奥の伊達政宗と、これに敵対する蘆名氏との紛争（最終的に伊達氏の勝利に帰する第二次人取橋合戦）を記した箇所である。傍線部からは、伊達氏が、自領に侵入した蘆名氏軍勢を、陸奥国人取橋（現福島県本宮市）より向こうに追い返したことにより戦が終了し、そして、伊達方の勝利となつたことが分かるのである。この時の伊達氏は、境界を示す橋より彼岸に敵を追い返すことで此岸の防衛に成功し、此岸が彼岸と同化することを防いだのである。

これら上杉氏と伊達氏の事例からは、橋を確保することが、戦における勝利を、係争地域の支配者となることを意味すると考えられるのである。史料1の背景にあつた後北条氏の船橋設置へのこだわりも含め、此岸と彼岸（自領と「非」自領）をつなぐ橋の持つ呪術性は、権力により認識され、利用されていたのである。

### （三）小括

橋は、川を隔てた此岸と彼岸を接続する呪術的な意味を持つ建築物である。少なくとも呪術的拠点が権力により把握される戦国・織豊期において、此岸（自領）より彼岸（「非」自領）を橋でつなぐ行為は、此岸と彼岸を同化すること、換言すれば、「非」自領を自領とする意を意味した。

史料1に即していえば、後北条氏は、自らの支配域として確定していない館林領を、自領として明確化させるために船橋設置を厳命した。実際、史料1の発給後、館林城は後北条氏に接収され、館林領では検地が実施される<sup>(54)</sup>。頭長は館林城を追われ、館林領は後北条氏の管掌下に置かれたのである。<sup>(55)</sup>

## おわりに

以上、中世後期の史料より、中世の「みち」と橋のあり方を考察した。その結果、後北条氏は、近世以降忘れ去られた中世の「みち」を上武国境の幹線道として利用していたことが判明した。中世の交通体系上に活動する後北条氏の姿からは、その中世的な性格を垣間見ることができよう<sup>(56)</sup>。一方、後北条氏は、橋を架ける行為を自領域確定の象徴として認識していたことが分かる。これは、権力が呪術的要素を持つ交通拠点を操作・掌握するあり方の一環として把握することができ、いわば、後北条氏の持つ近世的な性格として位置付けられる。このように、後北条氏は、中世的性格と近世的性格の混在する、まさに中近世移行期に成熟した権力であつたといえる。

戦国・織豊期を中世と見るか、近世と見るかという議論は、中世後期研究における大きな課題となつていて、本稿のように、中世後期の「みち」や橋のあり方を見通すことによつても、この課題へ接近できるかもしれない。

## [注]

- (1) 飯村均 二〇〇六年「遺構としての「みち」、「みち」からみえる遺構」（藤原良章編『中世のみちと橋』高志書院所収）一六ページ

- (2) 注(1) 飯村 二〇〇六年

- (3) 藤原良章 二〇〇四年「中世のみち探訪」（同編『中世のみちを探る』高志書院所収）

- (4) 注(1)・(3)の各著書に加え、藤原良章・村井章介編 一九九九年『中世のみちと物流』山川出版社

- (5) 畑中英一 二〇〇六年「中世勢多橋界隈のみち・はし・ふね」（注(1)藤原編所収）

- (6) 松村博 二〇〇六年「中世の橋の構造」（注(1)藤原編所収）

- (7) 斎藤慎一 一九九九年「中世東国における河川水量と渡河」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第四号所収）

- (8) 埼玉県立歴史資料館編 一九八三年『歴史の道調査報告書第一集 鎌倉街道上道』埼玉県教育委員会・宮瀧交二 一九九九年「北武藏地域における中世道路研究の現状と課題」（注(4)藤原・村井編所収）

- (9) 当該期当地域の概説は、群馬県史編さん委員会編 一九八九年『群馬県史』通史編3 第六章第三節（峰岸純夫氏執筆）第四節（朝倉直美氏執筆）。斎藤慎一 二〇〇五年『戦国時代の終焉』中公新書、を参考とした。なお、

一六世紀中葉の武藏国は、後北条氏の絶対的優位が維持されるといえるから、その情勢については割愛した。

- (10) 北条家朱印状（『鈴木幸八氏所蔵長尾文書』『戦国遺文後北条氏編』二七六八号文書）

- (11) 天正一三年正月一八日付長尾頭長判物（『鈴木幸八氏所蔵長尾文書』『戦国遺文後北条氏編』二七七一号文書）

(12) なお、史料1と同日付けの後北条氏発給文書が存在する。

(参考) 北条家朱印状写（相州文書所収鎌倉郡下之坊文書）『戦国遺文後北条氏編』（二七六九号文書）

まくち御領分之由候、河東在陣之間者、船渡往還共、堅令停止候、船を引上、被指置、能々可被仰付候、船橋一ヶ所ニ定置候、仍如レ件、

乙酉

正月十四日（虎朱印）  
〔北条家照〕 陸奥守奉之

一色中務太（大）輔殿

本史料では後北条氏の重鎮である北条氏照が奉者となり、後北条氏軍勢が

「河東」に在陣の間は下総国間口（埼玉県大利根町）での渡船が禁じられ、その代わりに船橋の設置が定められている。後北条氏が利根川の複数の拠点に同時に同内容の命令を出している事実は、史料1を単純に赤岩・酒巻の交通政策のみに関わる史料と見ることの早計さを物語る。この際の後北

条氏の意図や目的を明らかにするためには、史料1と同様、武藏国間口周辺の中世の「みち」のあり方を考察すべきである。しかしながら、この地域では、天正一八年（一五九〇）に関東に入部した徳川氏による流路の付け替え工事により、中世利根川の景観が大きく変貌している（埼玉県教育委員会・埼玉県立さきたま資料館編「一九八九年『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』」二二・二三ページ）。

- (14) 『千代田村誌』八三五ページ  
(15) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』四七ページ  
(16) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』二二・二三ページ  
(17) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』四七ページ  
(18) 注（3）藤原 一二〇〇四年。同 一二〇〇五年『中世のみちと都市』山川出版社  
(19) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(20) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(21) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(22) 蘆田伊人編「一九九六年『新編武藏国風土記稿』第一一卷 雄山閣」  
(23) 埼玉県立歴史資料館編「一九九二年『埼玉県の中世寺院跡』埼玉県教育委員会

(24) なお、表を参照すれば、当該地域の修験の宗教拠点には本山修験のものと当山修験のものが混在していることが分かる。本稿ではこれらの宗派を問わず、様々な修験の諸活動により道路網が整備されていったとの觀点に立脚して論を進めたこともまた、断わっておく。ただし、本山修験・当山修験の区別や相違に注意を払つて「みち」のあり方に言及する姿勢も必要かもしれない。この点を付記しておく。

(25) 千々石実 一九八七年『板碑源流考』吉川弘文館等。

(26) 埼玉県立歴史資料館編「一九八一年『埼玉県板石塔婆調査報告書』埼玉県教育委員会

塚越哲也君追悼論文集刊行委員会編『埼葛地域文化の研究』所収）。が、その実名や拠点、後北条氏の影響下における詳しい動向は、史料1受給者の長尾顯長と比べて不分明といわざるを得ない。これらの諸点より、間口

中世後期上武国境の「みち」——後北条氏の架橋——

(13) 周辺の中世の「みち」の復元は容易でなく本稿ではそれを割愛した。

(14) 千代田村誌編さん委員会編「一九七五年『千代田村誌』八三一・八三四ページ。『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』一〇ページ

- (15) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』四七ページ  
(16) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』二二・二三ページ  
(17) 『歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』四七ページ  
(18) 注（3）藤原 一二〇〇四年。同 一二〇〇五年『中世のみちと都市』山川出版社  
(19) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(20) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(21) 注（3）藤原 一二〇〇四年、一四〇・一四一ページ  
(22) 蘆田伊人編「一九九六年『新編武藏国風土記稿』第一一卷 雄山閣」  
(23) 埼玉県立歴史資料館編「一九九二年『埼玉県の中世寺院跡』埼玉県教育委員会

ジ、及び、筆者の現地踏査の結果による。なお東光寺境内には、板碑以外にも五輪塔の水輪と思われる人の手が加えられた石造遺物が見出された。

(28) 埼玉県編「一九八八年『新編埼玉県史』通史編2、九四二~九四五ページ

(福島正義氏執筆)

(29) 天正一二年カ一二月一五日付北条氏照書状(「櫻井市作氏所藏色部文書」

『戦国遺文後北条氏編』二七五四号文書)

(30) 慶岩寺住職由木正純氏の御教示による。なお、『埼玉の中世寺院跡』九四

ページでは、常照寺跡は「不明」となっている。

(31) 現在は行田市立行田市史料館に所在。

(32) なお、藤原良章氏によれば、現在の瀬戸井の地が赤岩の中心部をなしてお

り、時間の推移とともに、特に近世における河岸の設置を契機として、赤

岩の中心地が現在の赤岩の地に移転していくた可能性も皆無ではないとい

う。確かに、瀬戸井の地には、上野国邑楽郡(本稿で採り上げた上野国の一

各地は全て邑楽郡に含まれる)の本宮で、付近一二カ村の総鎮守であった

長良神社が所在する(『千代田村誌』一二三四~一二五六ページ)。あるいは、中世における「赤岩」の中心地は、瀬戸井にまで及んでいた傍証とな

るかもしない。

(33) 注(12)参照。なお、本稿で取り扱った地域(図の範囲)の流路自体に大きな変更が加えられたわけではない。が、巨視的に見た場合には、この地域も流路の変化による影響を全く被らなかつたとは考えにくいだろう。

(34) 『新編武蔵風土記稿』第一巻、一九ページに、「昔伊豆守信綱が住し頃ま

では城の構えも狭く、ことに疎略なる造営なりしを、豊後守忠秋の時修補を加へて、今の如く大手口丸馬出出櫓など建て連ねしといへり」とある。

(35) 注(9)齊藤 二〇〇五年。黒田基樹 一九九七年「館林長尾氏の研究」

(同『戦国大名と外様国衆』文献出版所収)、を参考とした。

(36) 北条氏政書状(「金室道保氏所藏文書」『戦国遺文後北条氏編』二四三〇号文書)

(37) 宇都宮国綱書状(「伊達家文書」群馬県史編さん委員会編一九八六年『群馬県史』資料編7 三一九〇号文書)

(38) 北条氏邦書状(「阿久澤文書」『戦国遺文後北条氏編』二七〇五号文書)

(39) 北条氏直書状(「北条克子氏所藏文書」『戦国遺文後北条氏編』二七六六号文書)

(40) 則竹雄一 二〇〇八年「領」と戦国大名(浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界3 戦国大名北条氏』高志書院所収)

(41) 北条家朱印状力写(「矢部文書」『戦国遺文後北条氏編』一二二二号文書)

(42) 注(18) 藤原 二〇〇五年、一一ページ

(43) 注(18) 藤原 二〇〇五年、一一ページ

(44) 注(18) 藤原 二〇〇五年、一一ページ

(45) 注(18) 藤原 二〇〇五年、一三ページ

(46) 北条氏照書(「松田充雄氏所藏文書」『戦国遺文後北条氏編』二七五八号文書)

(47) 注(9) 齊藤 二〇〇五年、八六・八七ページ

(48) 天正二年カ三月一八日付北条家朱印状写(「武州文書所収都筑郡新五兵衛所藏文書」『戦国遺文後北条氏編』一六九五号文書)等。

(49) 上杉謙信書状(『歴代古案』三八四号文書)。なお、『歴代古案』には「永禄六」の朱書が付されているが、『群馬県史』資料編7に収録された(二二四〇四号文書)当史料は、永禄一〇年の年次比定がされている。本稿ではこの見解に従つた。

(50) 『歴代古案』の翻刻では、「佐城取詰候、凶徒廿七日夜中敗北」となつている。が、この部分は、「佐城取詰候凶徒(佐野城に攻めつけた凶徒)」つ

まり、後北条氏を意味する語と解釈するのが整合的である。ゆえに、「佐城取詰候凶徒、廿七日夜中敗北」（あるいは、読点不要）とすべきだろう。

(51) 齋藤慎一氏は史料8傍線部の「氏政陣所間近打懸候処、結句剪落舟橋」、

佐城取詰候凶徒、廿七日夜中敗北、」の部分に関し、「剪落舟橋」の主語を後北条氏と設定し、上野国より撤退する後北条氏が上杉氏の追撃を恐れて船橋を切り落としたと解釈している（齋藤二〇〇二年「中世の船橋」「特別展金町松戸関所」葛飾区郷土と天文の博物館所収）。しかし、「剪落舟橋」

の主語を後北条氏とすることに違和感がないわけではない。なぜなら「剪落舟橋」の直下に、「佐城取詰候凶徒（後北条氏）が、二七日の夜中に敗北した」と明らかに後北条氏が主語となる文章が続くからである。「佐城取詰候凶徒」以下で後北条氏を主語とする文章が開始したと見なすならば、その直前までは、後北条氏以外（すなわち上杉氏）を主語とするのが至当であるといえ、そうした場合には、史料7傍線部は「上杉氏は、北条氏政の陣所間に打ちかかったところ、結局上杉勢は船橋を切り落とし、佐野城に攻めつけた凶徒である後北条氏は、二七日に敗北した」と解釈しえよう。

(52) 「奥陽仙道表鑑」（本宮町史編纂委員会・本宮町史専門委員会編 一九九九年『本宮町史』第四巻資料編I、中世非編年史料）

(53) 本宮町史編纂委員会・本宮町史専門委員会編 二〇〇二年『本宮町史』第一巻通史編I、五三五・五三六ページ

(54) 『群馬県史』通史編3 第六章第四節、六九五・六九七ページ

(55) 注（35）黒田 一九九七年、三七五・三七六ページ

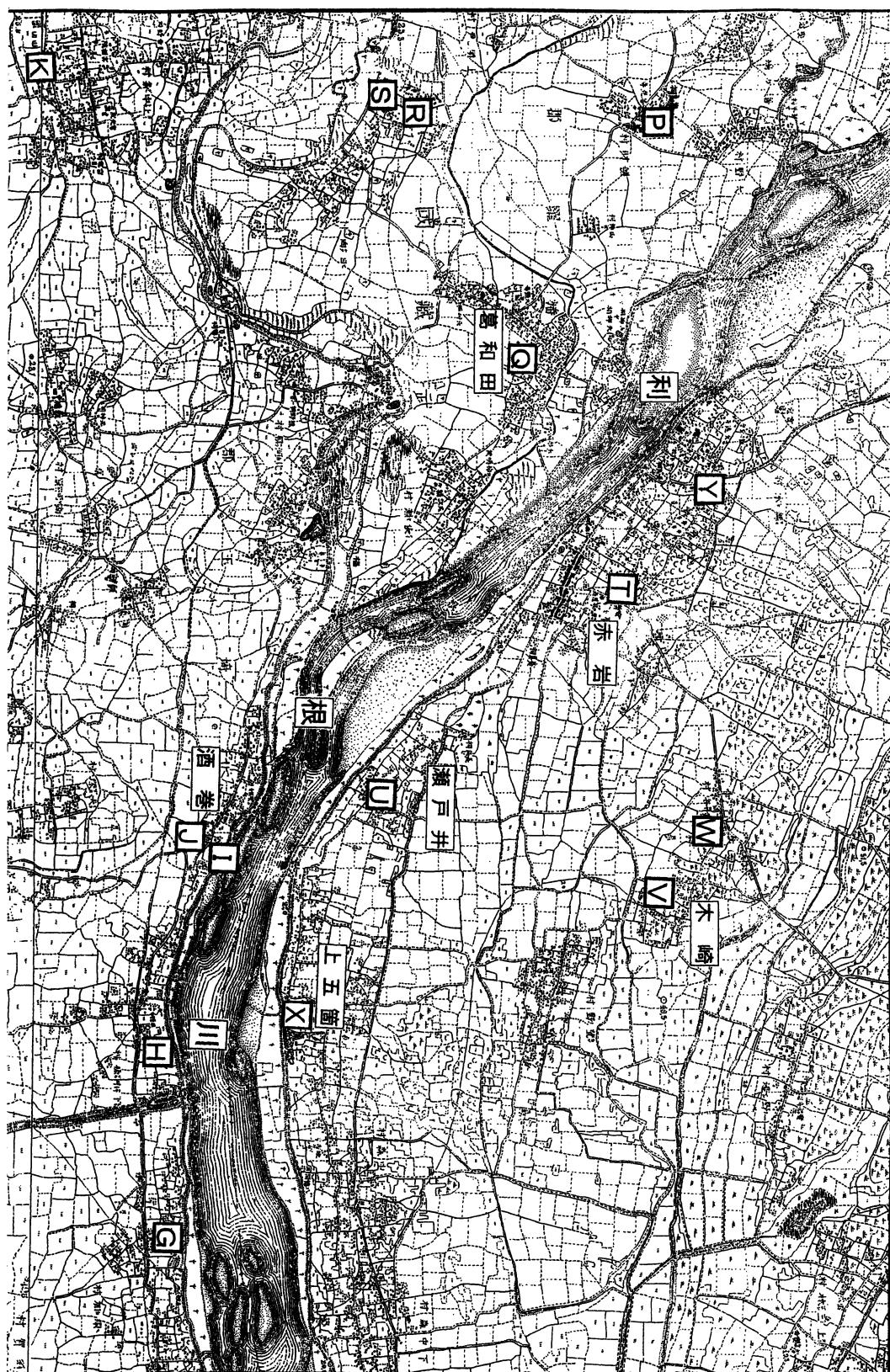
(56) そもそも、本稿で示した忍城を通る南北道の幹線道としての性格が近世以降失われていくことは第一章で示したが、中世においても幹線道であった期間はごく短時間であったといえる。なぜなら、忍城が成田氏の拠点とし

て本格的に利用されるようになったのは、一五世紀後半以降らしいからである（『新編埼玉県史』通史編2、九四二・九四五ページ）。つまり、「若く短命な中世の幹線道」であったといえ、その分、中世の記憶が薄れやすかったのだともいえる。

※本稿は財團法人日本道路公団「日本の道の歴史」体系化事業の成果の一部である。

※行田市酒巻周辺の寺院調査に関連し、慶岩寺住職由木正純氏の御教示に与りました。この場を借りて御礼申し上げます。

図 上武国境（第一軍管地方迅速測図「行田町」及び「小泉村」に加筆）



中世後期上武国境の「みち」——後北条氏の架橋——

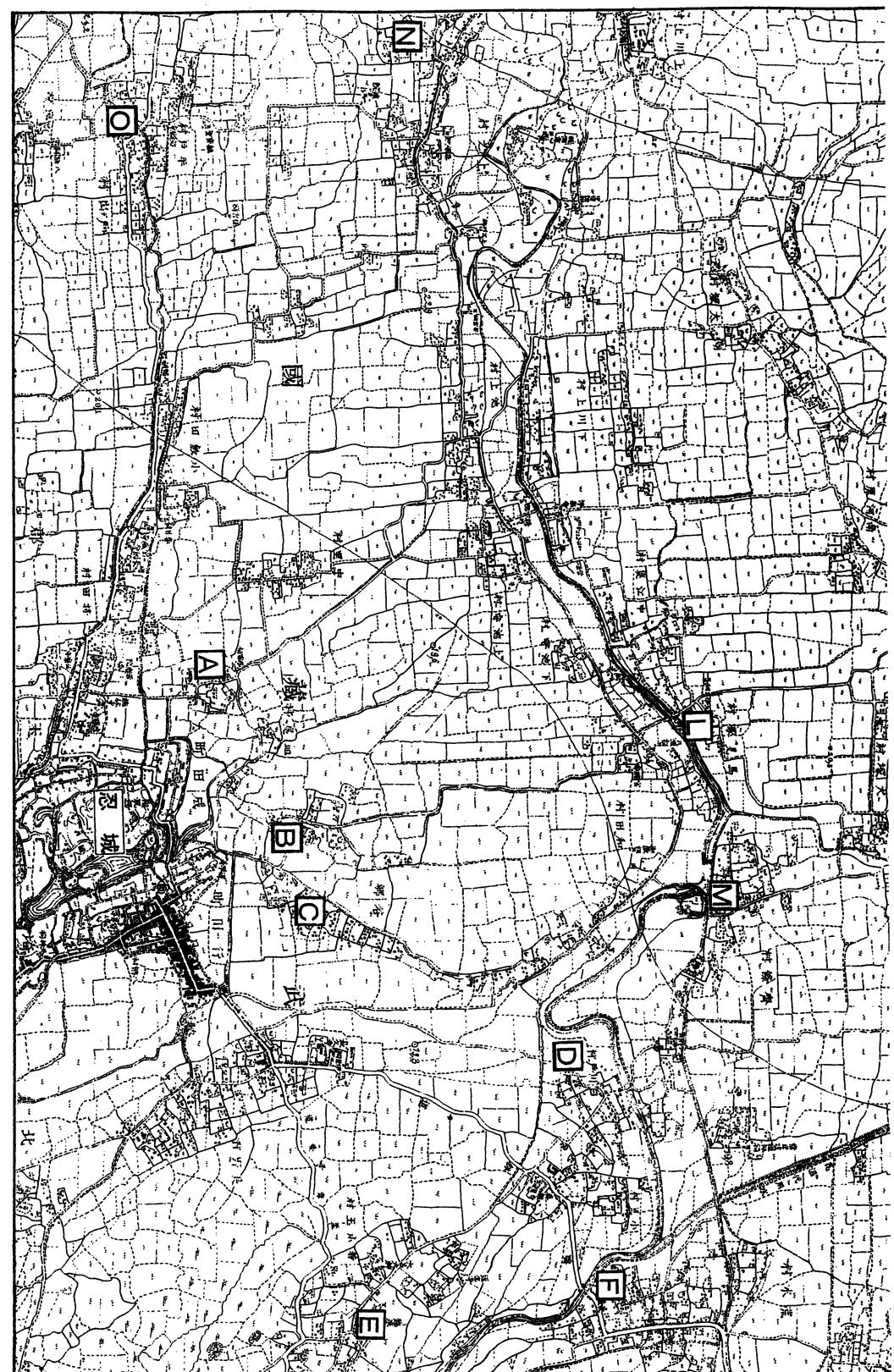


表 上武国境（現埼玉県行田市・熊谷市・群馬県千代田町）の修験関連宗教施設

番号	名称	種別	所在地小字	由緒・成立時期	地図	小字内板碑有無
1	玉藏院	本尊薬師	長野	?	?	○
2	林泉寺	山号「東光山」	長野	?	?	○
3	久伊豆社別当峯雲寺	本山修験寺院	持田	?	?	○
4	高太寺	薬師堂	皿尾	開山海岩天正4没	A	○
5	春日社別当山定院	本山修験寺院	谷郷	?	B	○
6	宝積寺	薬師堂	谷郷	慶長年間再興	C	○
7	明王院	本山修験寺院	谷郷	?	?	○
8	西明寺	薬師堂	白川戸	正嘉年間	D	○
9	龍泉寺	薬師堂	若小玉	開山柏列隆昌文明5没	E	○
10	東光庵	庵名「東光庵」	若小玉	?	?	○
11	東福寺	薬師堂	荒木	開山賢真天正2没	F	○
12	熊野社別当利益寺	当山修験寺院	須加	?	G	○
13	治子明神社別当金蔵院	本山修験寺院	下中条	開山秀範慶長11没	H	○
14	八幡社別当酒巻寺	当山修験寺院	酒巻	?	I	○
15	常照寺	薬師堂／山号「医王山東光院」	酒巻	開山憲瑜宝治3没	J	○
16	勝呂明神社別当本覚院	当山修験寺院	南河原	?	?	○
17	鹿那祇神社別当延命院	別称「医王山薬師寺」	上中条	文龜年間以前	K	○
18	医王寺	薬師堂	上川上	中興僧勢典延宝3没	?	○
19	西善院	薬師堂	馬見塚	寛永2年以前	L	○
20	宝泉寺	薬師堂	斎条	開山永光天正18没	M	○
21	多聞院	本山修験寺院	斎条	弘長元年	?	○
22	東光寺	山号「医王山瑠璃院」	上之	開山万矢大機寛永17没	N	○
23	専寿院	本山修験寺院	上之	?	?	○
24	安樂寺	本尊薬師	上之	?	?	○
25	久伊豆社	社僧が本山修験者	上之	?	?	○
26	神明社別当金錫寺	山号「薬師山東福院」	戸出	?	○	×
27	龍宝院	本山修験寺院	戸出	?	?	×
28	薬王寺	本尊薬師	弁財	?	P	×
29	神明社別当医王寺	山号「瑠璃光山東光院」	葛和田	?	Q	○
30	大楽院	本山修験寺院	葛和田	開山林普大永3没	?	○
31	正泉寺	当山修験寺院	葛和田	開山秀山延宝7没	?	○
32	薬師寺	寺名「薬師寺」	葛和田	?	?	○
33	八幡社別当三学院	当山修験寺院	日向	?	R	○
34	福生寺	薬師堂	日向	開山専祐寛永18没	S	○
35	安樂寺	境内地に「薬師古墳」	赤岩	徳治1開山 寛永7中興	T	○
36	宝生寺	薬師堂	瀬戸井	?	U	○
37	東光寺	薬師堂／本尊薬師	木崎	応永2再興	V	○
38	医王寺	本尊薬師	鍋谷	承応2年	W	×
39	長性寺	本尊薬師	上五箇	寛永14年	X	×
40	駒形薬師堂	薬師堂	舞木	明応8以前	Y	○